

I 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的（法第1条）

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、「特定非営利活動」を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています。

2 法律の特徴

NPO法人を設立するには、所轄庁（5（3）（I-3）参照）の認証を受けなければなりません。認証とは、一定の行為又は文書の記載が正当な手続きによってなされることを公の機関が確認・証明することであり、許可主義（法定の要件に加え主務官庁の裁量に委ねられている。）と準則主義（要件を法律で定めておき、主務官庁の裁量はない。）の中間的な制度となっています。

また、NPO法成立の背景には、NPO法人に対する行政の監督は、最小限に留め、「NPOは市民自らが監督し、育てていくものだ」という考え方があります。そのため、NPO法人は定款、事業報告書、計算書類等の書類を事務所に備え置き、社員やその他利害関係人からの請求があれば、閲覧させなければならないこととなっており、所轄庁においてもこれらの書類を公開しています。なお、NPO法人及び所轄庁には「内閣府NPO法人ポータルサイト」（6（5）（I-5）参照）を活用して積極的な情報の公表に努めるよう求められています。

また、組織運営や実施事業について一定の基準を満たすNPO法人は、所轄庁の認定を受けることにより、当該NPO法人への寄附に税制上の優遇措置が適用される認定・特例認定の制度があります。（10（I-6）参照）

3 「特定非営利活動」とは（法第2条第1項、別表）

次に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。これは、法律上一般的に用いられる「公益」と同じもので、「社会全体の利益」を意味します。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- (13) 子どもの健全育成を図る活動
 - (14) 情報化社会の発展を図る活動
 - (15) 科学技術の振興を図る活動
 - (16) 経済活動の活性化を図る活動
 - (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (18) 消費者の保護を図る活動
 - (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ※静岡県では(20)の活動については、定めていません。

4 NPO法人とは

(1) **特定非営利活動を行うことを主たる目的**とし、次の要件のいずれにも該当する団体であって、所轄庁の認証を受け、登記を行うことにより成立した法人です。(法第2条第2項)

- ・ **営利を目的としていないこと。** 利益を団体の構成員に分配しないということであり、**収益事業を行えない**ということではありません。
- ・ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- ・ 報酬を受ける役員が、役員総数の3分の1以下であること。
- ・ 活動が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ・ 活動が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ・ 活動が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(2) 認証の基準として、次のような要件があります。(法第12条)

- ・ 暴力団でないこと。暴力団又はその構成員（構成員でなくなった日から5年を経過していない者を含む）の統制下にある団体でないこと。
 - ・ 10人以上の社員を有すること。
- *社員**：社団の構成員という意味で、**総会において議決権を持つ者**が該当します。雇用する従業員のことでありません。

非営利法人の種類については、特定非営利活動法人のほか、社団法人、財団法人等があります（IX-78, 79 非営利法人制度比較表 参照）。それぞれの団体の運営に適した法人格の取得を御検討ください。

5 NPO法人に関する一般的規定

(1) **原則**（法第3条）

NPO法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはならず、また、法人を特定の政党のために利用してはなりません。

(2) **名称の使用制限**（法第4条）

NPO法人以外の者は、名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使用する

ことはできません。

(3) 所轄庁（法第9条）

NPO法人の所轄庁は、主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内にのみ所在する場合はその指定都市の長）とされています。

指定都市である、静岡市又は浜松市のみには事務所を置く法人については、静岡市、浜松市が所轄庁となり、これ以外の静岡県内に主たる事務所があるNPO法人の所轄庁は、静岡県となります。

なお、権限移譲市（静岡県より認証・監督等の事務権限の移譲を受けている沼津市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市）の各市内のみには事務所を置くNPO法人については、当該各市が所管窓口となり、申請書等の提出先名は各市長あてとなります。（各所管窓口の連絡先一覧はI-9を参照）

以上の事務所の所在地による所轄庁、所管窓口の区分を整理すると下表のとおりです。

【 NPO法人の所轄庁 】

区 分		主たる事務所の所在地						
		静岡市	浜松市	沼津市	富士市	磐田市	掛川市	藤枝市
所在地 従たる事務所の	なし	静岡市	浜松市	所轄庁としては静岡県ですが、 <u>法人設立などNPO法に基づく各種手続の窓口（所管）は各市となります。</u> （認定・特例認定に係る手続を除く）				静岡県
	主たる事務所と同じ市内のみ							
	上記以外	静岡県						

6 法人の管理・運営

(1) 役員

① 理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。（法第15条）

理事は、業務についてNPO法人を代表します（定款により代表権の制限は可能）。（法第16条）

監事は、そのNPO法人の理事や職員を兼ねることはできません。（法第19条）

② 次の欠格事由に該当する場合は、役員になることはできません。（法第20条）

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の違反により罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等
- ・法第43条の規定により設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、取り消された日から2年を経過しない者
- ・心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの（精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者〔内閣府令第2条の2〕）

③ 役員に含まれる親族等については、役員総数に応じた人数制限があります。(法第21条)

* それぞれの役員について、配偶者又は3親等以内の親族(以下「親族等」)は1人までしか含むことができず、かつ、役員とその親族等の合計人数は役員総数の3分の1を超えることができません(即ち、役員総数が5人以下の場合は、親族等は含むことができません)。

④ 理事又は監事のうち、定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。(法第22条)

(2) 総会 (法第14条の2)

NPO法人は、少なくとも年1回以上、通常社員総会を開催しなければなりません。

(3) その他の事業 (法第5条)

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、「その他の事業」(特定非営利活動に係る事業以外の事業で、利益を上げることが目的とした事業や共益の事業などが該当します。)を行うことができますが、その利益は特定非営利活動事業のために使用しなければなりません。

その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

なお、法人税法上の収益事業に当たる事業であっても、法別表に掲げる分野の活動に該当し公益の増進を目的に行う事業であれば特定非営利活動に係る事業に区分することができます。

(4) 会計の原則 (法第27条)

NPO法人の会計は、以下の原則に従って行わなければなりません。

- ・ 会計簿は、正規の簿記の原則(注)に従って正しく記帳すること。
- ・ 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて法人の活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ・ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(注) 正規の簿記の原則とは、①取引に関して検証可能な証拠に基づいて記帳されていること。

②記録・計算が正確に行われ、体系的に整然と記帳されていること。③法人のすべての活動が網羅的に記帳されていること。

(5) 事業報告書等の作成、備置き、提出、公開 (法第28条、第29条、第30条)

① NPO法人は、事業報告書等を毎事業年度初めの3か月以内に作成し、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで全ての事務所に備え置かなければなりません。

*平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類から適用。それ以前の事業年度に関する書類については作成の日から翌々事業年度の末日まで。

② NPO法人は、最新の役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)をすべての事務所に備え置かなければなりません。

③ NPO法人は、事業報告書等、役員名簿及び定款等を、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。

④ NPO法人は、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

*** 静岡県の場合、提出期限は、事業年度初めの3か月を経過した日から1週間以内です。**

⑤ 所轄庁は、請求があった場合、これらの書類を閲覧又は謄写させなければなりません。

* I-9に記載した所管窓口で閲覧・謄写することができます。また、法第72条第1項の規定により整備された内閣府NPO法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp>) では、静岡県及び他の所轄庁のNPO法人の定款や事業報告書等を閲覧・ダウンロードすることができます。

(6) 定款変更 (法第25条・第26条)

定款を変更するには、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。この議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。(ただし、定款に特別な定めがある場合には、この限りではありません)

定款の変更には社員総会での議決後、所轄庁の認証が必要な事項と所轄庁への届出でよい事項があります。認証と届出が混在する場合は認証申請に一本化して申請することも可能です。(詳細は、VI-1を参照してください。)

(7) 解散 (法第31条～第32条の8)

NPO法人は、以下の事由により解散します。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (所轄庁の認定が必要)
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立認証の取消し

⑤、⑥以外の事由による解散法人の残余財産は、定款で定めた者に帰属します。定款に定めがない場合、清算人は所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

(8) 合併 (法第33条～第39条)

NPO法人は、他のNPO法人と合併することができます。手続としては、社員総会の議決を経て、所轄庁の認証を受け、更に債権者保護手続を経て登記をすることが必要です。

合併によりNPO法人を設立する場合は、定款の作成その他法人の設立に関する事務は、それぞれの法人において選任した者が共同して行わなければなりません。

7 所轄庁による監督等 (法第41条～第43条の3)

- (1) NPO法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときには、所轄庁はそのNPO法人に対し、業務や財産の状況の報告を求めたり、立ち入り検査を行うことができます。
- (2) NPO法人が法上の要件を満たさなくなったと認める場合や、法令違反、定款違反などが認められるときには、所轄庁はその法人に対して、その改善のために必要な措置を採るべきことを命令す

ることができます。

- (3) この改善命令に違反し、他の方法では監督の目的を達成できない場合や、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない場合には、所轄庁は聴聞を経て、設立の認証を取り消すことができます。
- (4) 所轄庁は、NPO法人が暴力団及び暴力団の構成員等の統制下にある団体及び役員が暴力団の構成員等であると疑わしいと認められる場合には、県警察本部長に対して意見を聴くことができます。
- (5) 県警本部長は、NPO法人が、暴力団及び暴力団の構成員等の統制下にある団体及び役員が暴力団の構成員等であると疑わしいと認められる相当な理由がある場合には所轄庁に意見を述べることであります。

※静岡県における指導監督の考え方などは、「静岡県におけるNPO法の運用について」に示しています（県ホームページに掲載しています）。

8 罰則（法第77条～第81条）

前項の(2)に記載した改善命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処するとしています。

その他、この法律に定められた書類の作成、備置き、提出等を怠ったり、不実の記載をしたり、報告を行わなかったり、虚偽の報告をした場合などには、NPO法人の理事、監事又は清算人は20万円以下の過料に処するとしています。

9 税制上の扱い（法第70条）

NPO法人は、法人税法上「公益法人等」とみなされ、法人税法施行令に規定された34業種の収益事業に対してのみ課税されます。

収益事業か非収益事業かの区分は、特定非営利活動と「その他の事業」の区分とは一致しないため、特定非営利活動であっても、法人税法上では収益事業となる場合がありますので御注意ください。

また、地方税である法人事業税、法人県（市町）民税法人税割も、法人税法上の収益事業に対して課税されます。法人県（市町）民税均等割は収益の有無にかかわらず、法人の存在そのものに課税されます。ただし、静岡県では収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税均等割を減免しており、県内すべての市町においても法人市町民税均等割の減免を行っています。（法人県民税については最寄りの県財務事務所に、法人市町民税については市町の税務担当課にお尋ねください。IX-3参照）

これ以外に、資産の譲渡、貸付、サービスの提供に対して課せられる消費税がありますが、課税期間に係る基準期間（前々事業年度）の課税売上が1,000万円以下の場合は、納税義務が免除されます。

10 認定NPO法人制度（法第44条～第69条）

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することにつき、一定の要件を満たすものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます。

市民や企業からNPO法人への寄附を促すことでNPO活動を支援することを目的として設けられた制度で、認定NPO法人に対し寄附をした個人、法人に対する所得税、法人税の特例措置や、「みなし寄附金制度」などの特例措置があります。また、平成24年4月の法改正で、設立後間もない財政基盤が脆弱なNPO法人をスタートアップ支援するための仮認定制度（平成29年4月1日以降は特例認定に名称変更）も創設されました。

認定の有効期間は5年間で、特例認定の有効期間は3年間です。

主な認定要件は次のとおりです。

- ・ 広く一般からの支持（寄附）を受けていることパブリック・サポート・テストが一定基準以上であることなどで判定します。実績判定期間は直前に終了した年度以前の5事業年度分ですが、新規の申請の場合は2事業年度分となります。
- ・ 共益的活動の割合が50%未満であること
- ・ 運営組織と経理が適切であること
- ・ 事業活動の内容が適正であること
- ・ 情報公開を適切に行っていること
- ・ 法令違反、不正行為その他公益に反する事実がないこと
- ・ 設立の日から1年を超える期間が経過していること
- ・ 欠格事由に該当しないこと

*詳細は県ホームページ（静岡県のNPO活動支援サイト <https://www.npo-fujinokuni.jp>）に掲載している「認定特定非営利活動法人事務の手引」をご覧ください。また、認定・特例認定取得についての御相談等は、静岡県NPO活動支援センター（I-10参照）にお問い合わせください。

◆◆◆ 認定NPO法人を目指しませんか！ ◆◆◆

（認定NPO法人のメリット）

1 社会的信頼の向上

認定NPO法人は、高い公益認定の基準に適合しなければならないことから、社会的信頼が増します。

具体的には、パブリックサポートテスト（PST）をクリアすることが一つの認定要件になっており、市民から寄附金を広く集めていくことで、法人に対する支援と信頼を高めていくこととなります。

2 寄附者に税の優遇措置

寄附者は、認定NPO法人に寄附をすると、税の優遇措置を受けることができます。寄附した個人に対しては、所得税と住民税に関して寄附金控除があり、相続人が相続財産を寄附した場合も、その寄附した財産については相続税が非課税となります。また、企業等が寄附する場合も、損金算入限度額の枠が拡大されるため、寄附しやすくなります。

3 みなし寄附金制度

認定NPO法人になれば、「みなし寄附金制度」を活用することが可能です。この制度は、収益事業から得た利益で非収益事業の支出に充てた部分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度です。これを活用することで、納税額を減らすことが可能です。

4 組織基盤の強化

認定NPO法人になるためには、法令違反することなく、適正な運営組織でなければなりません。経理等も適正に処理し、情報開示も徹底して行わなければならないことから、法人の基盤強化を図ることができます。

しかも認定された後も認定基準を維持し続けなければならないため、法令等を順守した適正な組織として法人を強化することができます。

5 法人運営に対する意識の向上

認定NPO法人は、認定取得後も5年ごとの更新が必要です。上記のような適正な組織運営体制を継続しなければならないため、役員や職員、スタッフが認定NPO法人としての社会的責任を認識することにつながり、法人運営に対する内部の意識が高まります。

11 所轄庁へ提出する申請・届出等一覧

様式	申請書・届出書等	時 期		手引頁
1	特定非営利活動法人設立認証申請書 (様式第1号)	法人の設立	事前	II-2, 6
2	補正申立書(様式第1号の2)	設立、定款変更、合併	申請書が受理されてから1週間に満たないとき、必要に応じて	II-3, VI-2, VII-2
3	設立登記完了届出書(様式第2号)	法人設立の登記	登記後遅滞なく	III-1, 4
4	役員変更等届出書(様式第3号)	役員の氏名・住所(居所)の変更	変更後遅滞なく	V-1, 2
5	定款変更認証申請書(様式第4号)	法第25条第3項に定める事項	事前	VI-2, 5
6	定款変更届出書(様式第5号)	認証以外の定款変更	変更後遅滞なく	VI-3, 7
7	定款変更に係る登記完了提出書 (様式第5号の2)	定款変更の登記	登記後遅滞なく	VI-2, 3, 8
8	事業報告書等提出書(様式第6号)	毎事業年度	年度終了後3か月 + 1週間	IV-2, 3
9	合併認証申請書(様式第11号)	合併	事前	VII-2, 4
10	合併登記完了届出書(様式第12号)	合併の登記	登記後遅滞なく	VII-3, 6
11	解散認定申請書(様式第8号)	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	事前	VIII-2, 4
12	解散届出書(様式第9号)	解散	解散後遅滞なく	VIII-3, 5
13	残余財産譲渡認証申請書 (様式第10号)	残余財産に関する規定がないとき	解散時	VIII-3, 7
14	清算人就任届出書(様式第13号)	清算中の清算人の就任	清算人登記後	VIII-3, 6
15	清算終了届出書(様式第14号)	清算の終了	清算終了の登記後	VIII-3, 8

12 申請書・届出書等の提出先

※静岡県に提出された書類について、申請に不要な書類が同封されている場合は、確認のご連絡は行わず、当方にて適切な方法で廃棄いたします。あらかじめご了承ください。

静岡県	<p>くらし・環境部県民生活課企画班 〒420-8601 静岡市葵区追手町9 - 6 県庁西館6階 TEL 054-221-3726 FAX 054-221-2642 E-MAIL: npo@pref.shizuoka.lg.jp URL: https://www.npo-fujinokuni.jp/ 内閣府NPO法人ポータルサイト: https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/</p>
------------	---

以下の各市内にのみ事務所を置く法人の申請書・届出書等の提出先

静岡市	<p>観光文化・市民局市民自治推進課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5 - 1 TEL 054-221-1372 FAX 054-221-1538 E-MAIL: shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/</p>
浜松市	<p>市民部市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 TEL 053-457-2094 FAX 053-457-2750 E-MAIL: shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp URL: http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/</p>
沼津市	<p>政策推進部地域自治課 〒410-8601 沼津市御幸町16-1 TEL 055-934-4807 FAX 055-931-2606 E-MAIL: kyodo@city.numazu.lg.jp URL: https://www.city.numazu.shizuoka.jp/</p>
富士市	<p>市民部市民活躍・男女共同参画課 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 TEL 0545-55-2701 FAX 0545-53-6663 E-MAIL: si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp URL: https://www.city.fuji.shizuoka.jp/</p>
磐田市	<p>自治市民部自治デザイン課 〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1 TEL 0538-37-4811 FAX 0538-32-2353 E-mail: chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp URL: https://www.city.iwata.shizuoka.jp/</p>
掛川市	<p>生涯学習まちづくり部未来共創課 〒436-8650 掛川市長谷1丁目1-1 TEL 0537-21-1129 FAX 0537-21-1165 E-MAIL: kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp URL: http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/</p>
藤枝市	<p>市民協働部市民活動団体支援室 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1 TEL 054-643-3274 FAX 054-643-3327 E-mail: siminkatsudou@city.fujieda.lg.jp URL: http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/</p>

13 NPO法人相談窓口

名 称	所在地等	電話・FAX
静岡県NPO 活動支援センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町1-4-1 水の森ビル2階	TEL 054-260-7601
	〒422-8630 静岡市駿河区有明2-20 静岡県静岡総合庁舎 別館2階※	FAX 054-260-7603
E-MAIL : fnc@shizuokafund.org		
静岡県東部NPO 活動支援センター	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階 (静岡県東部県民生活センター内)	TEL 055-951-8500
	E-MAIL : fnc@shizuokafund.org	

※令和8年度中に移転予定

運営時間：月～金曜日 10：00～17：00（東部は不定期）

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始